

兵庫県環境審議会廃棄物部会 議事録

開会の日時 平成 28 年 7 月 29 日（金）午前 10 時

場 所 兵庫県民会館 10 階 福の間

議 題 兵庫県廃棄物処理計画の改定

報告事項 (1)熊本地震に伴う災害廃棄物処理の支援状況  
(2)PCB特別措置法の一部改正について

出席者	会長	鈴木 胖	委員	藤田 正憲
	部会長	盛岡 通	委員	藤本 和弘
	委員	足立 誠	特別委員	白石 旬
	委員	河原 一郎	特別委員	新澤 秀則
	委員	北野 美智子	特別委員	花嶋 温子
	委員	小林 悦夫	特別委員	伴 智代
	委員	中野 加都子		

欠席者 委員 西村 多嘉子

説明のために出席した者の職氏名

環境部長	秋山 和裕	環境整備副課長兼廃棄物適正処理班長	柴田 義博
環境管理局長	春名 克彦	環境整備課循環型社会推進班長	菅野 浩樹
環境整備課長	菅 範昭	環境整備課廃棄物適正処理班職員	辻 龍生
		その他関係職員	

会議の概要

- 委員8名、特別委員4名の計12名の出席があり、兵庫県環境審議会条例第6条第5項に準用される第5条第2項の審議会成立要件を満たしているとの報告がなされた。

- 環境部長挨拶

環境部長の秋山です。本日はお忙しい中、環境審議会廃棄物部会に出席いただきありがとうございます。本日の議題は廃棄物処理計画の改定です。廃棄物の処理に当たっては、適正処理、リサイクルなどがもちろん重要ですが、温暖化対策も重要となっています。昨年末のパリ協定を受けて、国では地球温暖化対策計画を示しており、その中で、2030年に2013年度比で26%削減という目標を示しています。今後、廃棄物処理計画の改定に当たっては、特に熱回収といった視点で、温暖化対策についても盛り込んでいくことが必要と考えています。

また、昨年7月には廃棄物処理法が改正され、廃棄物処理計画に災害廃棄物処理も盛り込むこと

になっています。本県は阪神淡路大震災をはじめ、2年前の丹波市豪雨災害等、多くの災害を経験してきました。また、本年は熊本県を中心とする地震がございまして、本県も関西広域連合の一員として、2名の職員を派遣しました。我々は、兵庫県の知見を災害現場に伝えるだけでなく、こういう派遣をすることによって新たな知見を得ることも多いと考えています。このような知見を処理計画の改定に反映したいと考えています。

本日は、処理計画の改定について諮問させていただいた後に議論をお願いすることになります。皆様の忌憚のない意見交換をお願いし、冒頭の挨拶とさせていただきます。

- 資料の確認
- 傍聴の許可（1名）
- 兵庫県廃棄物処理計画の改定について諮問（資料1）、廃棄物部会へ付議

#### 【兵庫県廃棄物処理計画の改定】

- 審議の参考とするため、事務局（環境整備課循環型社会推進班長）の説明を聴取した。  
（資料1～3、参考資料1～4）

（盛岡部会長）

前日も廃棄物処理計画のあり方について、意見をいただいています。今日は、計画改定に関する皆様方の意見、質問を承って、事務方で後日整理していただきたいと思います。まずは質問からお受けしたいと思います。

（花嶋委員）

前回欠席していたので、状況がよく分からないのですが、資料2のようなものが出てくるということは、この屋上屋を重ねるような計画の統合とか整理が話題になったのでしょうか。この資料だけを見ると、廃棄物処理計画が必要なことはもちろん分かるのですが、関連する計画がとても多く、逆に分かりにくく、かつ、計画間で縛り合ってしまう気がしたのですが、その辺について議論になったのでしょうか。

（環境整備課長）

先ほど諮問させていただいたように、今回は第1回のスタートです。前回少し時間の余裕もあったので、特に縛りなく先生方からご意見を賜ったということなので、今回は第1回目と考えていただいて結構です。

各計画間についてご指摘がありました。まさに今ご指摘いただいたところから、整理する必要があると思います。資料2の下の方の図がありますが、兵庫県環境基本計画は県の環境行政の大きな、ある意味マスタープラン的なものが示されており、そのうち廃棄物については兵庫県廃棄物処理計画で位置付けています。ただ、先ほど説明したように、廃棄物処理法に基づく法定計画ですので、資料2の2ページのようなことを盛り込まないといけないと廃棄物処理法で定まっています。

ここから少し議論があるのですが、法定計画の場合、法で定められたことを書くのは当然ですが、それ以外のプラスアルファをどうするかというところはいろいろ議論があります。他の法律に基づく法定計画ですと、法律上国と協議する規定があったりするのですが、実はこの廃棄物処理計画につい

ては、国の示す基本方針に従って、県で計画を作りなさいということが述べられているのみで、法、省令で定まっていることは最低書かないといけないですが、プラスアルファは、ある意味自由に書いていいのではないかと考えています。ただ以前、どうしても循環型社会を目指す上で、廃棄物処理計画に少し書きづらいところについては、ひょうご循環社会ビジョンで示すべきではないかという議論があって、この循環型社会ビジョンを作ったと聞いていますので、今回、そこも含めてご議論いただけたら有り難いと思います。

(盛岡部会長)

最後のところは少し誤解があります。それは、小林委員や私達がもう少し若い時に、当時は井戸副知事だったと思いますが、日本の循環型社会形成の中央政府の枠組みに先んじて、持続可能な社会を作る循環型社会は大事であるということで作りました。あのビジョンは日本で最もパイオニアであったと私達は自負していますので、廃棄物処理計画で書けないからビジョンを作ったということはありません。ビジョンは、実は上位の規程なのです。

それと、やはり日本全体としても、循環型社会形成基本計画が三次にわたって改定されていますし、その目指す方向も、より持続可能な社会を作る上での方向性を明確に出す役割ですので、その改定に沿って、私達も何らかの未来に対する羅針盤を描きたいと思うのです。ただ、日本全体として地方自治体の特に都道府県の廃棄物処理計画を見ますと、循環型社会ビジョンに相当するものを非常に色濃く反映した計画が実はないです。ですので、私達は書きづらいということを申し上げた訳なので、そこは誤解のないようにしてください。

(小林委員)

私自身がこの資料を読んで一番気になっていることは、廃棄物という言葉を使いながら、その廃棄物の前に、色々な言葉が付いているということです。基本的には、産業廃棄物、一般廃棄物、それ以外に建設廃棄物、災害廃棄物など色々な言葉を使っている。その各々の関係が、実は明確に説明されていない。各々の法律で勝手に皆さん使っていて、廃棄物処理法との関連性があまり書かれてなくて、例えば、建設廃棄物と書きながら、これは廃棄物ですかと聞いてみると、これは廃棄物とは違うという答えが返ってきたりするなど、訳の分からない言葉が多いです。

以前、私自身が国の委員会で引っかかったのが、ロンドン条約の関係です。向こうの言われる廃棄物と日本の解釈する廃棄物が全く違うということもあって、実際に海洋汚染防止法を改正する時に大変困った事例があります。そのようなことを含めて、今回できれば廃棄物という言葉について、少し整理いただいたらという気がします。

今の廃棄物処理計画の中に色々な廃棄物という言葉が出てきます。例えば廃棄物の発生抑制と書いてありますが、中身を見たら産廃のこししか書いてない。一廃のことはほとんど書いてない。そういうこともありますので、是非その辺を整理して書いていただきたいとお願ひしたい。

もう1点は、先ほど盛岡先生が言われた、ひょうご循環社会ビジョンの考え方とか、位置付けが全然違うということをもう一度ご理解いただきたい。廃棄物処理計画は、廃棄物をできるだけ減量化する、また、それによる環境汚染を防止するために適正処理するというものです。ところが、ひょうご循環社会ビジョンは、世の中には廃棄物がなく、全てが資源であるから、資源を循環させて使っていくことによって、自然からの資源を搾取しないという、資源の出ている方を考えていくことが大前提になって作られているので、廃棄物処理の基本的な考え方の出口側の議論ではないです。その辺をご

理解いただいて、ご検討いただきたいと思います。

(花嶋委員)

兵庫県が先進的な循環型社会ビジョンを作っていたことは分かりましたが、世の中はどんどん進んでいって、廃棄物処理計画と循環型社会形成計画が一体となっているところは結構あると思います。たしか、大阪府も廃棄物処理計画の名前を循環型社会推進計画に変えたので、もし可能であれば一体化して、最初のところから最終処理までを一つの計画にして、循環型社会ビジョンというのか、計画というのか分かりませんが、括弧書きで廃棄物処理計画というようなことはできるのでしょうか。

(環境整備課長)

先ほど部会長と小林委員から、私の認識が少し間違っているとご指摘いただいたので、長期的な視点を持って見据えるところと、10年先を目標とする廃棄物処理計画の見据え先も含めて、整理してあげたいと思います。廃棄物処理計画が国から示されたものしか書けないという訳ではなく、審議会の先生方のご意見を踏まえたものに、何らかの形で兵庫県らしさを出そうとすると、プラスアルファの分がどうしても増えていくことになると考えています。最終的なネーミング等もある程度終盤に近づいたらご相談させていただきます。

(環境部長)

そこは今後ご議論いただきたいと思います。大事なことは計画を誰に読んでもらうのかということです。事業者、市町・事務組合だけでなく、県民にもある程度読んでいただきたい。減量化や適正処理という観点は、排出する側、住民の方の協力がないとできませんので、PRしていきたい。そうすると、循環社会ビジョンをいかにPRしていくかが大事になると思います。

処理計画を支えているのは法律ですが、その上にビジョンがある訳ですから、どうPRしていくかを考えた上で、その観点で議論していただければと考えています。現時点で、まだ確たるものを持っていませんが、今後よろしくお願ひしたいと思います。

(新澤委員)

今回の改定の背景として、廃棄物処理法の改正と、現行計画を見直していく必要があることを説明いただきましたが、その他に国で計画の改定等がありますか。

(環境整備課班長)

廃棄物処理法の改正に伴い、国も基本方針を今年の1月21日に見直し、全国的な目標値を新たに定めています。先ほど資料2の2ページで説明したように、第5条の5の上段の「都道府県は、基本方針に即して」の部分の基本方針が、1月に見直しされています。

(盛岡部会長)

資料は付けてあるのですか。

(環境整備課班長)

付けていません。長文ですので、次回その内容を整理して、ご説明できればと考えています。

(中野委員)

社会では食品廃棄物の不正転売の問題が非常に大きな課題になっています。壺番屋の事件は、循環型社会構築の大きな問題であり、県が直接かかわる産廃の問題でもあり、manifestoの虚偽記載があった点で、manifestoを今後どう進めるかという点でも非常に大きな問題です。愛知県が非常に大きな役割を果たしていますが、不正転売等の問題について、廃棄物処理計画に書かなくていいのかと思います。

例えば、参考資料4の処理計画の25、26ページの産廃について書いたところでも記載がないし、33ページのmanifestoについて書いたところでも、今後どうしていくべきかという記載がないのですが、社会で非常に大きな問題になり、警察との連携等も非常に大きな課題です。食品リサイクル法、食品衛生法、食品表示法等の大きな法律と関わっているので、法的にも位置づけが難しい問題が現に起っている中で、廃棄物処理計画でそういうことを全然書いてないのはどうなのでしょう。

(盛岡部会長)

ここにある計画は、前回の25年3月のものですね。

(環境整備課長)

壺番屋の事件が発生してから、国の指示もあり、全国的に食品残渣を取り扱っている産業廃棄物処理業者に立ち入り検査をし、兵庫県でそのような不正転売等がないことは確認しています。

(中野委員)

壺番屋だけではなく、ダイコーに保管されていた食品を調べてみると50数品目あり、色々な会社に関わっていたことが分かっていますが、兵庫県は全く関係なかったのですか。

(盛岡部会長)

それは特定の事例に関するご質問と考えたらいいのでしょうか。体制のあり方でしょうか。

(中野委員)

実際に県の役割、愛知県の役割は非常に大きく、保管されている食品廃棄物が腐敗してくるし、環境保全と関わっていく上で、愛知県が非常に大きな役割を果たされる訳ですが、似たようなことが愛知県だけで起って、兵庫県で起らないとは限らない。このようなことが起こった時に、県の役割、位置づけ、体制づくりについて、産業廃棄物のところで書かなくていいのでしょうか。

(盛岡部会長)

産業廃棄物の適正な管理と処理に関する県としての現在の対応と、今後の課題について認識されているかということですね。特に食品廃棄物で露呈しましたが、食品廃棄物以外にも様々に産業廃棄物に関連する管理上の問題があるということですね。

(小林委員)

今の件で少し迷っていますが、今言われたことを全部計画に入れていくと、計画がどんどん増えて

しまい、本来、計画とは何なのかということになりかねないです。今言われたことは重要ですが、廃棄物処理法に基づく法定計画、行政計画として、どう対応し、指導していくかを書くのが計画であって、今のような話は基本的に法律違反の話であって、それに対する指導要領とか指導指針は、少し別のような感じがします。もちろん必要ですが、計画論ではないような感じを持っています。どうなのでしょう。

(環境整備課長)

廃棄物処理法が非常に性悪説に立った法律に実質上なっていますので、非常に厳しく取り扱えるようにはなっています。処理業者、最終処分場と、実際に廃棄物を排出する排出事業者への指導という両面から、県なり政令市が対応することが法律上も可能です。ただ、今回の食品廃棄物の事案は、氷山の一角で、水面下には大きなものがあると思います。そこに切り込むかどうかは、我々も思案しています。大きな課題であるという中野委員のご指摘はごもっともと認識しています。

(環境管理局长)

環境管理局长の春名です。処理計画の中でも、廃棄物の不適正な処分の防止のために必要な監視、指導その他の措置に関する事項というのは、省令の中でも書くようになっていますので、当然その分野については、現状でも書いているのですが、どれぐらいのボリュームで、どこまで踏み込んで書くのかは検討させていただいて、審議会でご議論いただきたいと思います。

(小林委員)

実は他のグループで議論している中で、食品廃棄物としてどう扱うのかという点について問題にしています。逆に食品残渣をもっと上手く活用できないのか、つまり廃棄物として扱わないで、別の活用法をもっと検討しないと、食品廃棄物がどんどん増えてしまうのではないかという議論があって、廃棄物として出して、それを廃棄物処理業者が横流しするのを防止するために、その手前で何らかの対策をとるべきではないかという意見が相当出てきています。その辺も、ここでの議論になるのか分かりませんが、逆に言うと、廃棄物部会をやめて、資源循環部会でするのか分かりませんが、そのような感じがします。

(盛岡部会長)

食品残渣を循環資源と見るか、廃棄物と見るかの違いですね。その線引きが難しいのと、誰が見るのか主体によって違ってくる。そういう問題を検討の範囲に少し入れて、どこまでアウトプットするかについては、検討過程で決めていただくということですね。我々の検討課題にしませんか。

(伴委員)

私はコープこうべに所属しています。コープこうべは、今年度、食品ロスを減らすために、宅配して間違いで戻ってきた商品とか、取ってもらえなかった商品の子供食堂に提供するルートを作りました。それ以外にも、関西のフードバンクに持ち込むルートを作りました。食品ロスや残渣ではなく、資源として使えるものは事業者としても結構あると思いますので、是非そういう使い方を広めていくための県の後押しも含めて、ここに書き込むか、循環型のところでそのような使い方をもう少し伸ばしていくような動きを応援していただけたらと思います。

(盛岡部会長)

今のお話は、循環資源のもう一つ手前の食品として利用するというチャンネルも含めて、富山の2Rの宣言の前に、フランスの地方議会から始まった世界的な運動があり、コープこうべが実施していることも、その線上というか、連携した事業だと思います。そのようなことも、循環社会ビジョンでは描けると思います。検討の範囲に入れましょう。

(河原委員)

同じ話題ですが、例えば和歌山県では、梅干しの種を単に捨ててしまうと産業廃棄物になってしまいますので、それを炭化させて、枕の中に入れることによって、消臭になったり、涼しくなったりする使い方を行っています。千葉県では、ピーナッツの殻を産業廃棄物として捨てるのではなく、やはり枕の中に入れる材料に使う事例があるようです。兵庫県でそのような産物があるか分からないですが、従来なら廃棄物になってしまうものを廃棄物にならないような形に工夫していくことを県民全体で考えるなど、何らかの形で盛り込まれたらいいのではないかと思います。

(足立委員)

今、皆さんがお話しされているのは平時における扱いですが、災害廃棄物で、阪神大震災の時には津波はなかったですが、今後は津波が想定される中で、参考資料2にあるように、家庭系と産業系が混在する災害廃棄物の迅速な処理を前回お話ししました。

資料2の3ページの①で、例えば、災害廃棄物の仮置場の設置について、災害対策基本法に基づいて策定された地域防災計画についても整合を図ることとなっていますが、災害廃棄物の仮置場の設置のところで、住民の方の仮設住宅の関係を含めて、地域防災計画と整合を図っていただく配慮もお願いしたいと思います。

それと、参考資料1の災害時の廃棄物対策に係る計画・指針等関係図はどこが作ったのかをお聞きしたい。

(環境整備課長)

参考資料1は環境省で作成した資料です。

(盛岡部会長)

地域防災計画との連動を図るべしというご発言をいただきましたが、実態面では現状どうなっていますか。

(環境整備課長)

地域防災計画は兵庫県としても策定していますし、充実させてきていますので、整合性を図るのは当然です。ただ逆に申しますと、他の府県に比べると、兵庫県は阪神淡路大震災を経験したこともあり、かなり書き込んでいまして、コピーアンドペーストという訳にはいかないのが、そのプラスアルファをどう考えていくのかは、もう少し検討する必要があると思います。

(盛岡部会長)

防災計画と災害廃棄物処理計画との連動を調べますと、あまり連動していないものが多いです。もう一つは、府県の策定した計画と、市町の策定した計画が連動してなくて、県が策定していないので、市が策定を1年ほど待っていることが結構全国的にある。

兵庫県の場合、すぐに改定しなくても、災害廃棄物に対する基本的な方向性は市町と連携しており、既にもう20ぐらいの市町で作っています。この実態に合わせて、更に進めていくというアドバンスな方針を出して欲しいです。

その点で見ますと、集積場と仮置場という表現を使い分けているところもあり、その候補地をすでに計画の中に書いている市町もあります。残念ながら兵庫県の市町は、そこまで書いてないです。3.11以降、熊本の件も含めて、今策定しているほとんどのところは、そのことを書いていますが、兵庫県下の場合には書いてない。仮置場の選定が非常に大事な事項だというのが、阪神淡路大震災の時はあまりよく分からなかったのですが、だんだん必要と分かってきた。そのようなことを含めて、on going というか、今進んでいることをできるだけ委員の先生方からご発言いただいて入れ込んでいただきたい。

(北野委員)

私ども消費者協会と婦人会で、人数は約1,500人います。昨年度の消費者協会のテーマが、安心・安全でした。テーマについて、いつも劇のようなことをしており、昨年は、食品の安全・安心についての劇をしました。スーパー等で買い物をして、賞味期限ぎりぎりのものや賞味期限が切れているものがそのまま置いてある場面を設定して、賞味期限切れは駄目であるという単純なことです。業者の方にもアピールする形で劇をしたのですが、大変好評でした。私たちが開催した翌々日に、大型スーパーが、賞味期限が切れたものを置いていたことがニュースで流れ、とてもタイムリーでした。

先ほど賞味期限が切れたものを廃棄するとおっしゃっていましたが、スーパー等で賞味期限を見て買う人ばかりではないです。ですから、まず業者がそのような管理をきちんとしていただくようお願いしたいです。

(藤本委員)

次の改定で、処分場のことに気をつけてもらいたい。というのは、今年に入って農地の転用、一時転用で、神戸市内と三木市で2件できており、谷間を埋めて廃棄物を入れて、更に上に圃場を作り直すということをしています。神戸市が転用許可を出したのですが、神戸市の中でも、農業委員会と環境部局との間で、がたがたしています。処分場をどうするかについて検討していく必要があります。条件を付けていくようなことで書いていただきたい。

重金属が入りますと、特に植物の場合、1mほど深くなりますと非常に吸収しやすくなり、それを摂取した人間にカドミウムなどができます。そのようなことを考えた時に、是非、廃棄物処分場の後の活用について、ごみ処理計画の中で指針のようなことを書いていただきたい。

おそらく今後もでてくるだろうと思います。フェニックスも一杯になってきていますし、山間にある休田等を一年とか二年、一時転用して、そこに埋め込んでいくようなことになっています。大概是建設残土と言っていますが、実は何が入っているか分からないこともありますから、是非、そのようなことについても検討していただければ有り難いです。



(花嶋委員)

今のご意見に関連して、兵庫県内の最終処分が、県内で発生したものを全て県内で最終処分できているのか、或いは、県外に若干流出しているのか、或いは県外のを県内で幾らか引き受けているのかということ把握できる範囲でしっかり記述していただきたい。

さらに、県内でも周辺地域が、最終処分を負担いただいている事例が多いと思うのですが、それに対して全体としてどのように考えていくのかということ、きちんと記していくべきと思います。

というのは、どうしても周辺地域には、そのような施設ができてしまい、それに対する出す側の感謝というか、金を払ったらそれでいいだろうみたいなことになってしまわないように、県内での最終処分場の空間的な配置みたいなものも計画に必要だと思います。

(盛岡部会長)

廃棄物の最終処分場の問題は、当然ながら一般廃棄物と産業廃棄物は違います。建設残土など副産物系を含めた建設系とも扱いが違います。それに対する基本的な方針は、計画の中できちんと受けとめられるべきだが、その前提として、県の内外での物質のフローを管理できる体制を整えるかということですね。なかなか最後のところは難しいと思います。

(環境整備課長)

最終処分場については、県内でも地域住民の方からの反対等で、行政課題としては非常に重たいという現状があります。

また、環境省が、近畿レベルでの出入りをまとめているのですが、兵庫県から外に出る方が多いと思います。ただ一方で、全国でここにしかない大阪湾フェニックス計画があり、今は第二期で大阪沖と神戸沖で処理が進んでいますが、そういうところもありますので、県内でどこまで把握できるかは、少し研究させていただきたいと思います。

(新澤委員)

昔、地方環境税を検討する委員会で、産業廃棄物を対象に入れるかどうか議論がありました。産業廃棄物は、外に持ち出しているものが多く、更に外に行ってしまうのはよくないということで、結局、県民緑税だけになりました。データはあると思います。

(盛岡部会長)

それは兵庫県として検討されたということですね。産業廃棄物の県内搬入に対して、最終処分時に税をかけることに関して、隣接する県でも、環境部局が検討された時期がありますね。必要な制度設計、或いはその政策効果による副作用を含めて検討されたと思うので、一度集めていただいて、ご検討いただけませんか。

(河原委員)

分別収集の件ですが、25年3月の処理計画の15ページに、容器包装廃棄物分別収集で、ランク別に10品目以上とか、7から9品目とか、6品目以下で段階的に分けています。当然品目を細かく分けるとことが進められるべきということで、10品目をAランクにしていますが、実は、私、尼崎に住んでいまして、娘が宝塚に住んでいるのですが、宝塚に住んでいる娘は、結構細かく分別しています。

プラスチックは当然分けないといけないし、例えば、お肉のパックなどでも、上のラップは燃やせるごみ、下のトレイはプラスチックとか、細かい分け方をしているので、私が宝塚に行った時は、どう分ければいいのか分からないぐらいですが、尼崎市の場合はプラスチック、瀬戸物や壊れた陶器は、燃やせるごみと一緒にです。そういう意味では、尼崎の分別は少ないです。では、尼崎が遅れているのかというと、尼崎は高性能の焼却炉を持っていて、非常に高温で処理できるので、プラスチックも処理してもいいので、燃やせるごみにプラスチックを入れるということです。

当然、分別することは大事ではありますが、適正な分別種類があるので、多ければいいということではないと思いますので、そのような指針の中でどういう分別がいいのか、兵庫県として示せるかどうか分かりませんが、議論の話題にさせていただければと思います。

(環境管理局長)

分別につきましては、市町の処理をどうされるかということが一番であると思います。今、河原委員がおっしゃったように、焼却施設をどうするか、そのあと最終処分場をどう持つかということによって、その施設に合った分別をすることになりますので、県下 41 市町ごとにいろいろ事情が違います。県として一概にこれが絶対だとはなかなか言いづらいところがありますので、市町にある程度任せるとあると思います。

それから先ほどおっしゃった容器包装廃棄物の 10 品目というのは、容器包装リサイクル法で、プラスチックだったら 2 種類、紙ごみだったら 3 種類、それから鉄とかアルミなどで 10 品目に分かれていて、その 10 品目について、市町として分別回収した上できちんと処理しているかどうかというのが、ここで分別しているということであり、全体の分別とここは少し違うということをご理解いただきたいと思います。

それからプラスチックについては、少し悩ましいところで、容り法の中できちんと分別回収して処理するのがいいのか、それとも、例えば焼却炉で燃やして熱回収して発電する方がいいのか、その辺が悩ましいところですが、その辺も踏まえて、検討課題かと思えます。

(小林委員)

今言われたように、焼却炉が大きくなったので分別せず燃やしていいということは、昔明石であった。今まで分別していたが、焼却炉を作り直して大きくなったので、焼却できるから分別しないで入れるようにと書いて、市民からものすごい批判をくらった。処理する側でしか、ものを考えてないです。資源回収の発想がとんでしまっている。もう少し資源処理を考えて欲しいという気がする。

(北野委員)

数年先に高砂市において、稲美町、播磨町、高砂市、加古川市の 2 市 2 町が、広域でごみ処理をすることが決まっています。この前説明会があり、なぜ高砂市で処理するのか聞きましたら、高砂市は海辺で一番適切ということでした。影響がなかったら別にいいのですが、焼却炉は遠くまで臭いがします。どのようないい機械が入るのかわかりませんが、焼却している場所ではなくて、その近辺が本当に臭いのです。

今の高砂市の処理場も、高砂市のごみ量に対して非常に大きなものを作っているのですが、二つある焼却炉を交互に使っているようですが、助燃剤が 1 年間に 6 千万円必要ですので、ごみが増えたらいいのですが。

誰でも自分の近辺に焼却場があることは嬉しくありませんが、できるだけ影響のないようにお願いしたいです。まず臭いというのが、近辺の人には苦痛です。2市2町が、どれだけいい処理場を作ってくれるか分かりませんが、臭いなど周りに影響のない炉ができるのでしたら、広域化も結構だと思います。

(盛岡部会長)

廃棄物処理における適正な環境の管理を処理の条件として押さえて欲しいと言っておられる。そのことを受けて、エネルギーの問題、財政問題など様々な地域の条件に応じて適正な処理の規模を策定できるように、県がガイドする役割は果たしていきたいと思います。

県の廃棄物処理計画重要だと思われる点は、最初に環境部長がおっしゃったように、資源循環と低炭素社会との整合というか両立を図ることで、どちらも進んでいくことも大事ですし、また、環境に関する取り組みの主体は誰なのかということです。

これは県民主体で進めていく必要があります、事業者、県民、行政の連携で発生抑制、3Rというか2Rというか、兵庫県は昔5Rと言っていましたが、資源循環型社会を構築して適正処理を推進していく上での連携のあり方が非常に大きなテーマだと思います。皆様のご意見と、3月の審議会で自由にご討議いただいたことに加えて、そのようないくつかの大きなテーマのもとに個別意見をあげていただいて、事務局で整理するような形で取り組んでいただきたいです。

今日は、廃棄物処理計画で取り上げないといけない品目ごとの資源化や適正処理のあり方は、あまり議論しなかったです。それは、もう既にかかなりの部分が現行の計画に書かれており、それぞれ課題があるから個別に話しをすると相当時間がかかるので、あえて委員の先生方もご発言なさらなかったのですが、最初の食品廃棄物の問題がそのような分野です。それに関連して廃家電等、色々なことがあります。これは、今後ご議論いただけるとと思います。PCBの問題や災害廃棄物対策も今回の計画では取り上げないといけないし、最後の受け皿になると期待されているフェニックス計画を次にどうするのかという話も、議論しないといけないと思いますので、そういう広いテーマを次回、事務局として網羅的にだしていただき、ブロック的に施策のグループ化をしていただき、次回提案していただければ議論しやすいと思います。

先生方のご意見を事務局の方でまとめていただく形で、今回の大変広い立場からご発言いただいた部分については終わりたいと思います。続きまして、報告事項という形ですが、熊本地震に伴う災害廃棄物処理の支援状況について説明いただきます。

#### 【熊本地震に伴う災害廃棄物処理の支援状況】

- 審議の参考とするため、事務局（環境整備課循環型社会推進班長及び廃棄物適正処理班職員）の説明を聴取した。（資料4）

(藤田委員)

益城町は、全量を業者収集で行っていると聞いたのですが、例えばこういう災害時において、直営で行っていないことによるデメリットが見受けられたのか。

(環境整備課職員)

直営で行っていないので、当然、機材も人もいないというのが一番の問題です。人も数名しかいま

せんし、トラック1台もありませんので、いざとなったら全て業者まかせになってしまうのは、全て業者のペースで進んでしまおうおそれがある点では問題かと思えます。

(藤田委員)

問題は、タイムラグがあれば、結果としては正常に機能したのかどうか。もちろん、立ち上がり時は大変なので支援していると思うのですが、それは別として、いわゆる一般廃棄物の袋がたくさん焼却炉の横にたまっているのは、業者が対応して集めたのか。その辺りがすごく大事だと思います。

なぜかという、今後、ごみ処理計画等を立てていく時に、一つは直営で行っていく部分と、もう一つは民間にどんどん委託をする民間活用の形があり、それが非常時にリスクをどこまでカバーできるのかというのは、我々としては非常に興味を持っている。だから、そこをもっとしっかり見ていただいたら、計画の中でも強く書けると思う。そうでないと、何でも官がやらないと駄目ではないかということになってしまうと思えます。

(環境整備課職員)

今回、現地の産業廃棄物協会を含め多くの民間業者にご協力いただいて、生活ごみについても山積みにはなっていますが、概ね無事に収集できていますので、そのような面では、必ずしも直営である必要はないような気もしますが、あくまで個人的な感想です。

(環境管理局長)

少し補足しますと、熊本県の場合は産廃協会と日頃から協定を結ばれていたみたいで、このような災害があった時に速やかにその協定に基づいて、民間の事業者にご協力いただける体制が既に整っていたので、先生がおっしゃったように、立ち上がりは業者も人手の問題がありますから、手配がつかなかったと思いますが、その後は、ある程度はスムーズに処理は進んだと聞いています。

(盛岡部会長)

災害廃棄物処理計画に、建設業協会とか産業廃棄物協会との連携を図ることは、書いてないと困ることなのですが、日頃からの廃棄物処理の委託或いは直営の問題に関することも、今ご議論いただいたので、その点も検討しながら、今後議論したいと思えます。兵庫県は、非常に多角的な協定を各団体、域内、域外と結んでおられるので、すばらしいと思えます。

とりあえずご苦労さまでした。貴重なご体験を話していただきました。ご質問等あると思えますが、この点、次回以降、災害廃棄物処理計画の中で、ご議論いただけると思えます。

続きまして、PCB特別措置法の一部改正について、事務局からご説明をお願いします。

#### 【PCB特別措置法の一部改正について】

○ 審議の参考とするため、事務局（環境整備副課長兼廃棄物適正処理班長）の説明を聴取した。

(資料5)

(盛岡部会長)

特に我々の廃棄物処理計画で、どのようにこれを反映させるかということがあると思えます。

(新澤委員)

この法改正を見ると、間際で一気に集中しそうな気がする。前も同じ発言をしたのですが、理由があって使い続けているので、そうすると1年前の期限の間際まで使おうとする動きがあって、この期限間際で一気に出た場合の対応は、この法改正で考えていたのでしょうか。

(環境整備課長)

新澤委員からご指摘いただいた件は、国レベルでかなり議論されています。使用しなくなった時点で廃棄物であり、使用している間は廃棄物ではないので、今回は期限が定まることで一步踏み込んだのですが、一方で、電気事業法のテリトリーもあり、経済産業省と環境省の間で、調整されていると思いますが、県としては、国で調整がなされて、その辺を分かりやすく示したマニュアルみたいなものを作っていたきたいとお願いしています。この法律の立て方であれば、ある時、急に一気に出てくる可能性は否定できないです。ただ、それにどのように対処していくのか、まだ示されていないという現状です。

(盛岡部会長)

県の環境側から、現在使用している方に、廃棄予定について何らかのコンタクトが可能な法体系になっているのですか。

(環境整備課長)

県の条例に基づき既に使用の届け出をしているところは、分かっています。まだ届け出がされてないところは、経済産業省から一応データはいただいています。非常に膨大な数ですので、今精査をしている途中です。ある程度精査した段階で、9月から開催する説明会などを通じて説明し、また、何らかの形で平準化が可能かどうかは考えている途中です。

(盛岡部会長)

期限があっても間際まで使うのは、市場のメカニズムですから、基本的に使えるものを早く廃棄することは言えないですね。

(小林委員)

PCB特別措置法で、廃棄物になったPCBを処理しないといけないと書いてありますが、誤解があり、ほとんどの方が、PCBが34年で根絶すると思われている。その辺を本当にどう整理するのかという気がする。

今言われたように、兵庫県の場合、国が動く前から保有しているPCBについて届け出をしないという条例を作った。実際に私が担当したのですが、その時点では、実際にPCBを売っていたカネカと三菱等から提出してもらった販売台帳に基づいて、県内の業者について行ったのですが、他県から転売されたものは分かりません。これは追跡の方法がないということです。また、固有の届け出が出ているにもかかわらず、行ってみたらなくなっていることが結構ある。その辺をどう考えていくのか。完全というのは無理という気がする。

(環境整備課長)

高濃度のものについては JESCO しか処理できない状況であり、JESCO は、大阪や北九州市の地元住民と施設の使用期限の約束をしています。一回、期限を延期しているので、どうしても期限は守らないといけないというのが地元市の意向でもあり、また、それを踏まえた環境省の強い意向があると思います。

新澤委員からご指摘のあったようなところで、しわ寄せが実際に来ていて、どう解決するのか、まだはっきりとした筋道が見えていない感じがします。

(盛岡部会長)

条例まで持って、少なくとも条例のスタート時点で、利用している事業所やボリュームを把握しているのは、兵庫県がモデル的に最も進んでいると考えていいですか。

(環境整備課長)

北九州市は、費用と時間をかなりかけて、掘り起こし調査をしています。まさに今から、環境省が号令をかけて、各都道府県が掘り起こしをスタートする形になっています。

(盛岡部会長)

この点も、次回以降の廃棄物処理計画の策定の話の中で、基本的な方向という形で議論いただきたい。

(小林委員)

県の計画ができた後に、1年前倒しする法改正があったのですが、計画はどうか。このまま置いておくのか。

(環境整備課長)

8月1日に、国の基本計画も改定されますので、それも見ながら精査したいと思います。

(盛岡部会長)

国が改定したら、県も改定するのですか。

(環境整備課長)

国は必ず改定しますので、県の計画に、実務上影響があるかどうかを精査した上で、検討したいと考えます。

(盛岡部会長)

他に全体を通して、この機会にご発言があればお受けします。

(藤田委員)

発言しようか迷っていたのですが、今度の廃棄物処理計画を立てるにあたって、現在までの統計はきれいに取れますが、廃棄物処理計画ということは、結局 10 年後とか、その先の方がむしろ重要な

数値だと思います。その数値をどのように積み上げていくのか。多分、自治体からもらうと思いますが、どこの自治体もおそらく、やや過大な廃棄物排出量を出してくると思います。なぜかと言うと、私の住んでいる吹田市もそうですが、みんな過大な廃棄物焼却炉を持っていて、いくらでもごみを集めますというぐらいです。

だから、高砂市で、広域で整備するとした時に、例えば、5年後に焼却炉を建てるとして、焼却炉を立てる時の一般廃棄物のごみ量をもし今積み上げたら、絶対にその炉は大きすぎます。ではいつの時点の値で建てるべきなのかというところは大事な点だと思いますが、計画には盛り込めないので発言しなかったのですが、せめて計画の中には、正確な目標値を積み上げて欲しいと思います。

というのは、何か我々は、20年、30年後、人口が減らないという妄想を持っているのではないかと思います。一方でごみは減量し、人口も減っていく。そうすると、燃やすごみの量は格段に減るという気がするので、その正確な目標値は、実際に実施する市町村を指導する時の値になってくる。

実は、下水処理の分野でも同じことが起こっている。今回ある循環大賞をもらった提案というのは、当初少な目の処理施設を建設し、5年ぐらいは処理量が上がってくるが、施設はキャパシティがあるから、その分で何とか受け入れて、30年、50年、ずっと下水処理量が落ちてきた時に、今度は余力を持った処理施設になるという考え方です。これは、絶対そのような形でごみも含めて指導していかないといけない。高砂市などが、もし大きな施設を建てたら余ってしょうがないから、近隣からごみを取ってこいということにもなりかねない。

(盛岡部会長)

廃棄物処理計画は、他の計画と一線を画して削減目標の設定をする。だから発生量そのものも、現状より相当スリムになるという目標を掲げていますので、この目標設定の仕方について世の中を先取りはしていませんが、循環型社会形成ビジョンに沿った形をとっているのです。削減された量と人口減を両方考えると、規模は小さくなると思います。

一方で、災害廃棄物基本計画にある非常時の分を約10%含んで炉は大きくしてあるのですが、その考え方でいいのかどうか。或いは、炉は300日運転なので、残りの何日かは検査などで止まっています。その止まっている時は、どうするのかという議論は、1市町だけではなかなか考えられないので、連携は決して災害時だけではないです。ただ、よそのごみを自分の市町に持ってきてもらうのは困るという市民感情は必ずあります。市民感情というのも、きわめて的を射たご発言ですから、やはり環境の管理、炉だけでなく搬入路も含めて適切にしないと信頼が得られない。信頼を得ることと、適切な施設の運営を一体化していく方向を目指さないといけない。次回もそういう議論を皆さん方と共に行うということで、会議を終わりたいと思います。

(環境管理局長)

本日は長時間にわたり貴重なご意見を賜りました。また、盛岡部会長には、次回の論点整理のまとめ方について、貴重なご助言もいただき、ありがとうございます。本日はいただきました意見等を踏まえて、次回の資料等を作成させていただきたいと考えていますので、引き続きよろしく願いいたします。

閉 会 (正午)